

故障の多い機械の評価損

Q: 当社は、電子計算機の部品を製造していますが、1台の機械が購入当初から故障が多く、半年ほど前から使用していません。

この機械の今期末の簿価は200万円ですが、業者の引取り価額は50万円とのことです。今期末に150万円の評価損を計上したいと思っていますが、認められますか。

A: 評価損は認められません。

【解説】

固定資産について帳簿価額が時価を上回っているときであっても、その上回ったことが次のような事実に基づく場合には、その固定資産について評価損の計上はできないこととなっています。

- (1) 過度の使用又は修理の不十分等により、その固定資産が著しく損耗していること
- (2) その固定資産について償却を行わなかったため、償却不足額が生じていること
- (3) その固定資産の取得価額が、その取得の時の事情等により同種の資産の価額に比して高いこと
- (4) 機械及び装置が製造方式の急速な進歩等により旧式化していること

ご質問の場合、その機械を使用しない理由は、単なる性能不良によるものと認められずし、また、未使用期間も半年ほどとのことです。遊休状態にあるとも考えられませんから、評価損の計上は認められないことになります。

